

新規事業採択時評価の概要

新規事業採択時評価対象事業（国要領第3、市要綱第3条関係）

1. 事業費を予算化しようとする事業
2. 事業採択前の準備・計画段階で着工時の個別箇所が明確になる事業のうち、準備・計画に要する経費を予算化しようとする事業

費用対効果分析を含む総合的な評価（国要領第5、市要綱第6条関係）

1. 費用対効果分析
(費用)： 事業費 + 維持管理費
(便益)： 貨幣化可能な効果 → 代替法、消費者余剰法等により便益を算出
貨幣化困難な効果 → チェックリスト等により確認
2. その他の評価
事業の特性に応じ、環境に与える影響や災害発生状況等も含めた多面的な評価を実施し、事業の必要性を確認

対応方針（国要領第4関係（市要綱第15条及び第16条関係））

- 新規事業採択箇所の決定
- 評価結果、新規事業採択箇所等を公表